

組合員及び取引先様 各位

山口中央森林組合

個人情報の利用目的についてのご案内

当組合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、業務において取得した組合員及び取引先様の個人情報について、以下の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

1. 業務の範囲

当組合の定款第2条(別紙)に掲げる業務及びこれらに付随する業務

2. 利用目的

組合、組合の関連会社の業務やサービスに関し、下記の目的のために利用いたします。

- (1) 組合への加入及び脱退のための申込みと届出のため
- (2) 業務範囲のサービスの申込み、案内を行うため
- (3) 業務範囲のサービスをご利用いただく場合の組合員資格の確認のため
- (4) 組合事業に関する指導、企画、管理、調査・研究等のため
- (5) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務等を適切に遂行するため
- (6) 組合員及び取引先様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (7) 調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による業務推進やサービスの研究や開発のため
- (8) ダイレクトメールの発送等、業務推進やサービスに関する各種ご提案のため
- (9) 提携会社(団体)等の商品やサービスの各種ご提案等のため
- (10) その他、組合員及び取引先様等との取引を適切かつ円滑に履行するため

山口中央森林組合の定款第2条（別紙）

- 1 組合員のためにする森林の経営に関する指導
- 2 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- 3 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
- 4 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
- 5 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
- 6 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
- 7 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（9号に掲げるものを除く。）
- 8 組合員の生産する林産物を材料とする建物その他の工作物の建設及び売渡し
- 9 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売
- 10 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う林業その他の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 11 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設
- 12 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け及び交換
- 13 組合員が森林所有者（権原に基づき、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。以下同じ。）である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
- 14 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設
- 15 組合員の労働力を利用して行う食用きのこその他の林産物の生産に関する施設
- 16 組合員のための森林施業計画の作成
- 17 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
- 18 組合員の福利厚生に関する施設
- 19 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
- 20 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 21 森林国営保険に関する事務の取扱い
- 22 全国森林組合連合会の行う林業に関する共済事業に関する事務の取扱い
- 23 農林中央金庫に対する組合員の負担する債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする債権の取立て
- 24 農林漁業信用基金の業務の代理
- 25 第1号から第20号までに掲げる事業に附帯する事業